

大町第二保育園指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
大町第二保育園 広島市安佐南区大町西二丁目26番1号（市立大町幼稚園に併設）
- (2) 設置目的
保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことにより乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者
社会福祉法人広島県同胞援護財団

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
社会福祉法人広島県同胞援護財団
- (2) 非公募とする理由
保育園は保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことにより乳幼児の健全な育成を図る施設である。
施設の運営には豊富な経験・実績、専門性が求められ、さらに、保育に当たっては継続性とともな職員と在園の乳幼児及び保護者との安定した信頼関係が不可欠であることから、現在の指定管理者である社会福祉法人広島県同胞援護財団を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和9年4月1日～令和14年3月31日
- (4) 管理の基準
 - ア 休園日
日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から1月4日まで、12月30日及び12月31日
 - イ 開園時間 午前7時30分から午後6時30分まで
 - ウ 入園定員
入園定員は43人とする。ただし、定員を超過して46人まで入園させることができる。
- (5) 業務の内容等
 - ア 大町第二保育園の運営に関すること。
 - イ 大町第二保育園の建物及び設備の維持管理に関すること。
 - ウ その他市長が定める業務
- (6) 配置人員
 - ア 12人を標準とし、以下の職員を配置する。
 - イ 専門職員の配置
 - (ア) 施設長1人、調理員1人を標準とする。
 - (イ) 保育士8人、嘱託医2人を必置とする。
 - ウ 防火管理者の配置
管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。
- (7) 指定管理料の上限額（5年間分）
6億7,454万6千円
※ 指定期間中に消費税及び地方消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。
- (8) 指定管理料の支払方法
 - ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
なお、指定管理者の申出によって、概算払とすることができる。
 - イ 支払は、原則、毎月払とする。
- (9) 評価基準等
 - ア 欠格事項
申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
 - (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 - (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 - (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 - (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

- (ウ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評価項目	適・否
<p>【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。</p>	
<p>【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 公立保育園の指定管理者としての役割と責務を十分認識しているとともに、子育て支援施設としての保育園の役割を認識しているか。 ② 全体的な計画が明確にされ、国が定めた保育所保育指針に沿った適切なものとなっているか。 ③ 保育の実施にあたり、保護者との情報交換や情報提供について配慮されているか。 ④ 年間行事及びディリープログラムが適切に計画されているか。 ⑤ 地域の福祉向上のため、地域住民や関係機関・団体と連携・協力が計画されているか。 ⑥ 隣接幼稚園との園児の交流、職員の合同研修などの連携が計画されているか。 ⑦ 給食の献立等が適切なものとなっているか。</p>	
<p>【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>	
<p>【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。</p>	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確認項目	取組状況
<p>【1 障害者雇用率の達成】</p> <p>① 障害者雇用率の達成状況</p>	達成・未達成
<p>② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合</p>	該当・非該当
<p>【2 環境問題への配慮】 ISO14001 若しくは ISO14005 又はエコアクション21の取得</p>	有・無
<p>【3 男女共同参画・子育て支援の推進】</p> <p>① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定</p>	策定済・未策定
<p>② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定</p>	有・無
<p>③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定</p>	策定済・未策定
<p>④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定</p>	有・無
<p>【4 地域貢献度】</p> <p>① 広島市内に本店がある場合</p>	該当・非該当
<p>広島市内に本店がなく支店がある場合</p>	該当・非該当
<p>広島市内にその他事業所等がある場合</p>	該当・非該当
<p>② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合</p>	該当・非該当
<p>本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合</p>	該当・非該当
<p>本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合</p>	該当・非該当